

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業者募集実施公告

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業者を募集し、選定するため、下記のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

熊谷市長 小 林 哲 也

記

1 事業概要

(1) 事業名

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業

(2) 目的

有料広告事業の趣旨である市の資産の有効活用により、歳入の確保を図るとともに市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 設置場所及び開庁時間

広告付地図及び庁舎案内板の設置場所は次のとおりとし、詳細は協議の上、決定することとする。

ア 広告付地図

設置場所	開庁時間
熊谷市役所本庁舎 1 階南ホール東側	平日及び第二第四土曜日 (※) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

イ 行政情報モニター及び行事案内モニター付庁舎内案内板

設置場所	開庁時間
熊谷市役所本庁舎 1 階南ホール西側	平日及び第二第四土曜日 (※) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

ウ フロア案内板等

設置場所	開庁時間
熊谷市役所本庁舎 各階エレベーターホール等	平日及び第二第四土曜日 (※) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

※ 土曜日は、市民課のみ開庁

(参考 来庁者数 : 約 1,000 人/日 (平日))

(4) 設置期間

運用開始日から 5 年間とし、その後の取扱いは協議するものとする。

(5) 仕様等

機器の設置、移設及び撤去、契約期間中の維持管理等の経費、広告事業の実施に係る費用並びに電気使用料については、事業者の負担とする。

詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

(6) 施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部の使用を目的外使用許可する方法により行う。

2 応募資格

応募できる事業者は、単独の事業者とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 定款又は商業・法人登記簿において、広告業又はこれに準じた業務を営んでいることを定めている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）第20条の2の規定により熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (4) 熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがされていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (7) 公告日を基準として、過去2年の間に官公庁において、広告付地図及び庁舎案内板設置を行った実績があること。
- (8) 直近の年度において、法人市民税、法人税、住民税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 熊谷市役所本庁舎からおおむね2時間以内に到着が可能な場所に本社又は支社若しくは営業所等を有していること。

3 応募の手続

(1) 応募書類の提出期間

令和7年11月14日（金）から令和7年11月28日（金）午後5時15分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出場所

熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市総務部庶務課（熊谷市役所本庁舎 4 階 北側）

電話 048-524-1111（内線234）

(3) 提出書類

ア 熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業者募集申込書（1部提出）
[様式第1号]

イ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）

ウ 納税証明書

法人市民税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人の場合）、法人税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人以外の法人の場合）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

エ 会社概要（パンフレット可）

オ 設置しようとする広告付地図及び庁舎案内板の仕様書（写し可）

カ 誓約書（1部提出）[様式第2号]

キ 委任状（1部提出）[様式第3号]（代理人が応募等行う場合は提出すること。）

※ 証明書等は発行後3か月以内のものとする。

※ 提出書類は返却しない。また、熊谷市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがある。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵便による場合は提出期限日までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

なお、郵便事故等について、市は一切の責任を負わない。

(5) 行政財産使用料提案書に記載する行政財産使用料は年額で記入すること。なお、金額に消費税及び地方消費税を含めないものとする。

(6) 一度提出した提案書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(7) 応募書類を提出した事業者には、後日入札参加資格結果に関する通知を送付する。

4 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間及び時間

令和7年11月12日（水）～令和7年11月19日（水）午後5時15分

(2) 提出方法

質問書（様式第4号）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

電子メールの送信後、必ず総務部庶務課に電話し着信を確認すること。

電話又は口頭による質問は受け付けない。

提出先 総務部庶務課

電子メール shomu@city.kumagaya.lg.jp

※ 質疑がない場合は、提出不要

(3) 回答の時期及び方法

令和7年11月21日（金）までに熊谷市ホームページに掲載する。

5 設置者の選定期日及び選定方法

(1) 設置者の公開選定日

日時 令和7年12月15日（月）午前10時から

（受付時間は、午前9時30分から午前10時まで）

場所 熊谷市役所本庁舎7階 入札室

※ 公開選定への立会いの事前申込みは不要

- (2) 応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置者の選定対象とする。
- (3) 様式第5号の行政財産使用料提案書に必要事項を記入の上、割印を押印した封筒に封緘した状態で持参すること。
- (4) 行政財産使用料提案書を公開で開封し、熊谷市が設定する予定価格（最低行政財産使用料）以上で、かつ、最も高い金額の提案を行った者を選定して設置者とする。
なお、最高価格の提案者が2者以上ある場合は、くじにより選定する。
- (5) 行政財産使用料は、協定書に定める金額としますが、落札者が行政財産使用料提案書に提示した金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算（1円未満の端数切捨て）した金額を総額として協定書に表記します。

6 無効な応募

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (1) 不正行為による応募
- (2) 提案書に記載された応募価格が予定価格（最低行政財産使用料）に満たない場合
- (3) 応募価格が訂正してある場合
- (4) 応募者の記名、押印が欠けている場合
- (5) 誤字、脱字等により、意思表示が不明確な場合
- (6) 募集申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

7 協定の締結

- (1) 設置者は、設置者決定に係る通知書を受領した日から7日以内に協定を締結するものとする。なお、協定書（案）は、別紙のとおりとする。
- (2) 正当な理由がなく指定期日までに協定を締結しない場合は、設置者の決定を取り消し、提案金額の高い（同額の場合は、その都度くじにより決定する。）順に契約交渉を行う。
- (3) (2)により設置者の決定を取り消された者は、次回から応募資格がないものとする。

8 その他注意事項

詳細は、実施要領及び仕様書による。

9 問合せ先

熊谷市宮町二丁目4番地1 熊谷市総務部庶務課

電話 048-524-1111（内線234）